

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 違反に係る国による指導の件数等

令和 5 年 12 月
農 林 水 産 省

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に係る国（農林水産省）による令和 5 年度上半期（令和 5 年 4 月～令和 5 年 9 月）の指導の件数等は、以下のとおりです。

＜指導の件数＞

	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	計	(参考)	
				勧告	命令
令和 4 年度	8	8	16	0	0
令和 5 年度	13 (7)		13 (7)	0	0

注 1：令和 5 年度より口頭による指導も件数にカウントしており、前年度と単純な比較はできない。

注 2：（ ）内が口頭による指導件数であり、内数である。

注 3：令和 6 年 6 月、令和 5 年度上半期指導の件数を「11（5）」から「13（7）」に訂正。

＜指導の違反区分別の状況＞

	(法3条違反) 米穀等取引記録 作成に係る違反 (例) 記録の未作成・誤 記録	(法4条違反) 事業者間の米穀 等の産地情報伝 達に係る違反 (例) 業者間の産地情報 の未伝達	(法5条違反) 米穀等の搬出・ 搬入の記録の作 成に係る違反 (例) 入出荷（物流）の 記録の不備	(法6条違反) 米穀等取引記録 の保存に係る違 反 (例) 記録の未保存	(法8条違反) 消費者に対する 米穀等の産地情 報伝達に係る違 反 (例) 外食店等での産地 情報の未伝達	計
令和 4 年度上半期	2	2	0	1	6	11
令和 4 年度下半期	3	1	2	0	5	11
令和 5 年度上半期	4	0	1	0	9	14

注 1：1 件の指導の中で複数区分で違反となった事例があり、違反区分数の合計は指導件数と一致しない。

注 2：令和 6 年 6 月、令和 5 年度上半期指導の違反区分別の状況の消費者に対する米穀等の産地情報伝達に係る違反を「7」から「9」、計を「12」から「14」に訂正。

＜指導の対象となった事業者の業種＞

	飲食店	食料品 製造業	飲食料品 卸売業	飲食料品 小売業	娯楽業	宿泊業	その他	事業者計
令和 4 年度上半期	4	2	0	2	0	0	0	8
令和 4 年度下半期	5	1	0	2	0	0	0	8
令和 5 年度上半期	7	0	1	4	0	0	1	13

注：令和 6 年 6 月、令和 5 年度上半期指導の対象となった事業者の業種の飲食料品小売業を「2」から「4」、計を「11」から「13」に訂正。

（資料）令和 5 年度上半期における指導の状況

令和５年度上半期における指導の状況

施行年月	事業者 所在地	主な業種	主な違反内容
令和５年４月	群馬	飲食店	産地情報の未伝達
令和５年４月	福岡	飲食店	産地情報の誤伝達
令和５年５月	滋賀	飲食料品小売業	産地情報の未伝達
令和５年５月	群馬	飲食店	産地情報の未伝達
令和５年５月	東京	飲食料品小売業	取引記録の産地の未記録
令和５年５月	東京	飲食料品小売業	取引記録の産地の未記録
令和５年５月	東京	その他のサービス業	取引記録の産地の未記録
令和５年６月	群馬	飲食店	産地情報の未伝達
令和５年６月	群馬	飲食店	産地情報の未伝達
令和５年８月	山梨	飲食料品小売業	産地情報の未伝達
令和５年８月	福岡	飲食店	産地情報の誤伝達
令和５年８月	山梨	飲食店	産地情報の未伝達
令和５年９月	東京	飲食料品卸売業	取引記録の搬出場所の未記録
			搬出入記録の搬出場所の未記録